

山梨県指定居宅介護支援等に関する事業に関する基準等を定める条例新旧
対照表（第五条関係）

新

旧

<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第十五条 指定居宅介護支援の方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十八号）に規定する訪問介護計画その他の計画の提出を求めるものとする。</p> <p>十三〇十五 略</p> <p>十六 第三号から第十二号までの規定は、第十三号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p> <p>十七〇二十六 略</p> <p>二十七 指定居宅介護支援事業者は、法第百十五條の四十八第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する会議から、同条第二項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第三十一条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の</p>	<p>(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)</p> <p>第十五条 指定居宅介護支援の方針は、第三条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一〇十一 略</p> <p>十二〇十四 略</p> <p>十五 第三号から第十一号までの規定は、第十二号に規定する居宅サービス計画の変更について準用する。</p> <p>十六〇二十五 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第三十一条 略</p> <p>2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の</p>
---	--

提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保
存しなければならない。

一 第十五条第十三号の規定による指定居宅サービス事業者等との
連絡調整に関する記録

二 五略

提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保
存しなければならない。

一 第十五条第十二号の規定による指定居宅サービス事業者等との
連絡調整に関する記録

二 五略